



鈴鹿市告示第65号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり町の区域を設定するので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この処分は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成26年3月28日

鈴鹿市長 末松 則子



鈴鹿市東旭が丘七丁目とする区域

鈴鹿市白子町字新地6872の1, 6872の13から6872の25まで, 東旭が丘六丁目6990の3, 6994の5, 6994の10, 南玉垣町字東鼻野3500の7の一部及び3500の13から3500の18までの一部